

5. 部会及び委員会

本会定款では、第3章「組織」の中で、第14条に専門部会、第15条に研究委員会、第16条に認定・検定委員会、第17条に表彰に関する委員会及びその他必要とする特別委員会の設置について規定されている。

定款のこれらの規定を受けて、細則では第7章

に専門部会、第8章に研究委員会、第9章に認定及び認証に関する委員会、第10章に表彰及び表彰に関する委員会、第11章に特別委員会、第12章に臨時専門委員会、第13章に教育に関する委員会、第14章に会務委員会、第15章に不動産管理委員会に関する条項が定められている。

5.1 部 会

本会創立当初の定款では、部会は組織の中核とされ、16の部会（第1から第18まで、うち第13及び第14は欠）が規定されていた。また、部会に支部を置くことができるとされていた。その後、第4編「専門部会活動」並びに、1.1.1項及び1.2節に述べた変遷を経て、現在、本会には細則第41条に示す11の専門部会が設置されている。

専門部会は、部会の事業に関係する団体会員で構成され、必要に応じて個人会員及び学識経験者

などを参加させることとなっている（細則第42条）。また、その新設・改廃は評議員会の議を経て決定する（細則第50条）。

専門部会の今後のあり方については、21世紀体制検討委員会（6.4項節参照）の検討課題に含まれており、本会が溶接関係の業界全体にわたって活動を展開することを目指して、専門部会の新設・統廃合に関する提言がまとめられている（1998（平成10）年5月）。

5.2 委員会

本会には定款第15、第16及び第17の各条に基づき、細則(第8章から第15章まで)の定めるところによって多くの委員会が設置され、活発に活動している。委員会の変遷及び現況の詳細については、第5編「研究委員会活動」(203ページ)及び第6編「特別委員会活動」(283ページ)に記述されている。

なお、21世紀体制検討委員会(6.4節参照)の、本会組織に関する提言では、研究委員会の編制の見直しについて触れられている。

5.2.1 研究委員会(細則第8章)

研究委員会は、かつては専門研究委員会と呼ばれていたが、1976(昭和51)年以降、今日の名称となった。会員の要望に応じて調査・研究・審議の目的を定めて設立されるものであるから、その任務が終了すれば解散する。

技術的な調査・研究のすべてが研究委員会で行われるとは限らず、専門部会においても技術委員会その他の研究・調査などを目的とする委員会やワーキンググループ(WG)などを設置して活動している。しかし、一部会内又は一部会中心では処理し難い課題については、研究委員会の活動に負うところが大きい。

5.2.2 認定及び認証に関する委員会(細則第9章)

本会の創立当初、溶接技能者の技量検定の重要性にかんがみ、第15部会(試験検査)が設置された。これがその後、溶接工検定委員会、さらに溶接技術検定委員会へと発展してきた。他方、高張力鋼、低温用鋼などの新鋼種の認定や、これに対応する施工法などのニーズに応えて特別技術委員会が設置され、材料工作、構造設計及び検査試験の各常置委員会が作られた(1960(昭和35)年6月)。これらの委員会はその後、設定・検査委員会として一括された(1963(昭和38)年)。

1970(昭和45)年12月に、溶接施工技術者の資格認定に関する本会規格(WES-170K)が

制定され、これを受けて1972(昭和47)年3月、溶接施工技術者資格認定委員会(後に溶接技術者資格認定委員会)が発足した。

1974(昭和49)年12月には、認定・検査委員会の中に専門認定委員会が設置され、溶接技術者資格認定委員会はガス溶断機認定、疲れ試験装置認定及び溶接検査認定の各委員会とともに一括された。

認定・検査委員会はその後、呼称を「認定・検定委員会」に変え、1992(平成4)年5月には新しい専門認定委員会として、マイクロソルダリング技術認定・検定委員会が設置された。

最近、本会がJABへ要員認証機関としての認定申請を行うに当たって(1.1.2項参照)、認定・検定委員会の組織は表1.2のように大幅に改正され、現在に至っている。

5.2.3 表彰委員会(細則第10章)

本会が行う表彰に関しては、細則による規則に基づき表彰委員会が設置されている(細則第81条及び第82条)。その概要については「7.表彰」(452ページ)で述べる。

表 1.2 認定・検定委員会の組織変更

改正前	改正後
認定・検定委員会	認定・検定委員会
—	要員認証管理委員会 (要員認証全般を管理する)
溶接技術検定委員会 地区溶接技術検定委員会	溶接技能者認証委員会 溶接技能者評価委員会 (地区溶接技術検定委員会)
マイクロソルダリング 技術認定・検定委員会	マイクロソルダリング要員 認証委員会 マイクロソルダリング要員 評価委員会
認定委員会	鋼種等認定委員会
専門認定委員会 (カテゴリー)	—
溶接技術者資格認定 委員会	溶接技術者認証委員会 溶接技術者評価委員会
アーク溶接作業指導者 運営委員会	アーク溶接作業指導者運営 委員会
ガス溶断器認定委員会	同左(変更なし)
溶接検査認定委員会	同左(変更なし)

5.2.4 特別委員会(細則第11章)

特別委員会としては、現在(1998(平成10)年度)、規格委員会、出版委員会、安全衛生委員会、特許委員会及び国際活動委員会が設置されている。これら詳細については、第6編「特別委員会活動」に述べたとおりで、以下はその変遷についてのみ記述する。

規格委員会は1950(昭和25)年9月に設置された。細則では最初のもの(1957(昭和32)年5月)の中に規定された。その後、特別技術委員会の一つとして扱われたが(1960(昭和35)年6月)、1963(昭和38)年以降、特別委員会として現在に至っている。

出版委員会は規格委員会と並んで歴史が古く、本会創立当時の第18部会(編集出版関係)に始まり、独立会計の出版委員会(1957(昭和32)年設置)を経て、規格委員会とともに特別委員会としてまとめられた。

安全衛生委員会は低水素系溶接棒障害対策委員会(1966(昭和41)年11月設置)が、発展的に改組して発足した(1967(昭和42)年5月)。以後、溶接ヒュームに関する問題を中心に活動を続け、1976(昭和51)年から特別委員会に組み入れられた。

特許委員会は特許部会(1963(昭和38)年設置)の解散に伴い、その業務の一部(溶接関係の調査・検討、溶接注目発明賞の募集・選考など)を継承するかたちで、1985(昭和60)年4月に特別委員会の一つとして設置された。

国際活動委員会はパトン研究所(当時・ソ連邦)との技術交流を期に、1982(昭和57)年に臨時専門委員会として設置された溶接技術国際交流委員会が、1988(昭和63)年に発展的に改組発足したもので、以後、特別委員会として現在に至っている。

5.2.5 臨時専門委員会(細則第12章)

臨時専門委員会は、諸官庁及び民間事業団体などからの補助又は委託費によって調査・研究を行うもので、その活動成果は一部を除いて公表されない、いわゆるクローズドの委員会である。

本会における臨時専門委員会の主なものの概略を以下に示す。これらの活動内容などについては第8編「委託・調査研究活動」(397ページ)に記述されている。

電子ビーム溶接開発研究委員会(略称BWP委員会、第一期:1973(昭和48)年から昭和1982(昭和57)年まで、第二期:1983(昭和58)年から1988(平成10)年まで)。

電子ビーム溶接継手性能評価委員会(略称ENT委員会、1977(昭和52)年から1980(昭和55)年まで)。

電子ビーム技術の压力容器への適用のための基準作成委員会(略称SEP委員会、1978(昭和53)年から)。

大出力レーザ金属加工法研究委員会(略称HPL委員会)、1980(昭和55)年に発足、1992(平成4)年にレーザ加工技術研究委員会(略称LMP委員会)に改組。

溶接データシステム研究委員会(略称WDS委員会)、第一次:1976(昭和51)年から1978(昭和53)年、第二次:1978(昭和53)年から1980(昭和55)年、第三次:1980(昭和55)年から1982(昭和57)年、1982(昭和57)年に臨時専門委員会から研究委員会に改組。

溶接技術国際交流委員会。1982(昭和57)年に発足、1988(昭和63)年に特別委員会に改組し、国際活動委員会となる。

原子力関係委託委員会。1972(昭和57)年の超厚鋼調査委員会(略称HSST)に始まり現在に至る。

防衛庁関係委託委員会。1959(昭和34)年のHT委員会に始まり現在に至る。

5.2.6 教育に関する委員会(細則第13条)

WES 8103による溶接技術者の資格認定制度に関連した技術者教育の将来像の策定、教育カリキュラムや教育システムの検討などを任務とした教育のあり方委員会(1977(昭和52)年に設置)の活動を経て、1979(昭和54)年10月に教育委員会が設置された。

教育委員会は発足以来、溶接技術者資格認定委員会と協力して、溶接技術者資格の認定・更新(WES 8103)、シニア・ウエルディングエンジニアの資格認定(WES 8103改正)、アーク溶接作業指導者の資格認定(WES 8107)などにかかわるテキストの作成・改定、教育カリキュラムの作成などを行ってきた。

また、これと並んで委員会設立当初から検討の

対象になっていた多くの課題について、小委員会やワーキンググループを設置して調査・検討を進めてきた。

最近、本会がJABへ要員認証機関としての認定申請を行うに当たって認定・検定委員会の組織を大幅に改正した（5.2.2項：448ページ参照）。JABの基準によれば認証を行う組織においては、講習会などの教育・訓練業務と認証業務を峻別する必要があり、これまで本会の溶接技術者資格認定委員会が実施してきた溶接技術者のための講習会は、要員認証関係とは別組織の教育委員会で取り扱うこととなった。

これに従い細則第108条に示すように、従来の教育委員会に代わって溶接技術者教育委員会、マイクロ溶ダリング教育委員会及びIIWスキーム

準備委員会の3委員会が設置された（1998（平成10）年5月）。これら各委員会の内容などについては、第7編「検定・認定事業活動」（321ページ）に述べているとおりである。

5.2.7 会務委員会(細則第14条)

本会には会務委員会として、常設的な委員会と時限的な委員会が設置されている。会務委員会の変遷、活動の現況などについては「6. 会務委員会」で述べる。

5.2.8 不動産管理委員会(細則第15条)

不動産管理委員会は定款第17条に基づいて、1981（昭和56）年4月に設置され、本会の不動産に関する事項の審議に携わっている。